

真鶴町原油価格高騰対応事業者支援給付金事業

問 産業観光課 ☎内線331・332

コロナ禍における原油価格高騰の影響を受けた真鶴町内の石材業者、漁業者および農業者を支援するため給付金を給付します。

対 象

- 石材業を営む事業者で、町内に事業所をおく者
- 漁業を営む事業者で、町内に事業所をおく者
- 農業を営む事業者で、町内に事業所をおく者

給付対象外

- ①町税等を滞納している者
- ②事業者等が真鶴町暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等に該当するもの、または条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの。

給付金額

対象燃料

令和4年4月1日～令和4年12月31日までの期間に事業用に使用したもの

- 1 石材業用として使用した車両（重機等含む）および船舶のガソリン（レギュラー、ハイオク）1ℓに対し40円を乗じた額、または軽油およびA重油1ℓに対し20円を乗じた額とし、1事業者200,000円を上限とする。ただし、船舶については別途500,000円を上限とする。
- 2 漁業用として使用した車両および船舶のガソリン（レギュラー、ハイオク）1ℓに対し40円を乗じた額、または軽油1ℓに対し20円を乗じた額とし、1事業者100,000円を上限とする。ただし、定置網漁を主とした漁業者は上限300,000円とする。
- 3 農業用として使用した農機具類および車両のガソリン（レギュラー、ハイオク）1ℓに対し40円を乗じた額、または軽油1ℓに対し20円を乗じた額とし、1事業者50,000円を上限とする。

申請方法

申請書などは、石材協同組合、各漁業協同組合、JAかながわ西湘真鶴駅前支店、または産業観光課（役場2階）でお受け取りいただき、役場産業観光課にご提出ください。

提出書類

- 1 原油価格高騰対応事業者支援給付金
申請書兼請求書（第1号様式）
- 2 燃油購入実績報告書（第2号様式）
- 3 領収書の写し
- 4 令和3年分所得税申告書等の写し
 - ◆個人 令和3年分所得税申告書決算書または収支内訳書の写し
 - ◆事業者 事業年度分の法人税確定申告書の写し

申請期間

令和5年1月4日（水）～1月31日（火）

- ・提出先 役場2階 産業観光課
- 午前8時30分～午後5時15分

